

第４回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和８年９月２日提出

I 件数 ３９件

【内訳】議案 ３５件 （条例関係９件、決算関係１２件、補正予算関係５件、
その他９件）

報告 ４件 （一般会計継続費精算の報告、専決処分関係ほか）

II 議案の要旨

≪条例関係≫

議案第６１号	南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について（税務課）
---------------	-------------------------------------

【趣旨】

令和８年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人市民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限延長の改正等、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

市民税関係では、セルフメディケーション税制と住宅借入金特別税額控除（入居期限は令和１２年末まで）の適用期限を延長するもの。

また、固定資産税関係では、免税点の引上げを行うとともに、再生可能エネルギー発電設備とバリアフリー改修建築物に係る特例措置を見直し、適用期限を令和１０年度まで延長するもの。

（１）市民税関係

① 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限延長（附則第６条）

特定一般医薬品等（医師による処方薬からドラッグストアなどで購入可能なＯＴＣ医薬品に転用されたもの）購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、令和８年度分までの適用期限を令和９年度分以降も個人の市民税を対象として延長するもの。

「セルフメディケーション税制」とは、健康の維持増進及び疾病の予防の取組みを行っている者が、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品を購入した際に所得控除を受けられる制度

【令和８年度個人住民税（令和７年中所得申告）による減収見込】

特例対象件数 ２５件

所得控除額 ７３５，９６１円

減収額 ７３５，９６１円×６％（市民税率）＝４４，１５７円

減収補填 なし

- ② 個人市民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限延長（附則第7条の3）
所得税で住宅借入金控除の適用がある場合で、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の個人市民税から控除する制度の適用期限を、入居日（居住開始の年限）を令和12年末までに5年延長し、令和20年度までの控除期限を令和25年度まで延長するもの。

【令和8年度個人住民税（令和7年中所得申告）による減収見込】

個人住民税の住宅借入金特別税額控除

控除件数 948件

税額控除額 55,068,735円×60%（個人住民税のうち
市民税の割合）＝33,041,241円

減収補填 地方特例交付金の算定対象

新築・取得した住宅への居住開始年や適合する住宅の省エネ基準などにより、控除期間、控除率、控除限度額が異なるため、件数・税額控除額は試算における最大の見込額。

（2）固定資産税関係

- ① 家屋・償却資産の免税点の引上げ（第63条）

物価指数が上昇していること等を踏まえ、令和9年度から、家屋及び償却資産に係る免税点（固定資産税が課税されない課税標準額）について、次のとおり引き上げるもの。

固定資産の区分	改正後	改正前
土 地	30万円（変更なし）	
家 屋	30万円	20万円
償却資産	180万円	150万円

【令和8年度固定資産税情報による減収見込（参考）】

特例対象 488件

減収額 2,779千円

減収補填 なし

- ② 特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の見直しと延長（附則第10条の2第1項～第8項）

特定再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられ

ることになった年度から３年度分の固定資産税に限り課税標準を軽減する措置に関して、対象設備等の見直しを行うとともに、軽減割合を下表のように国が示す参酌割合（※）どおりに設定し、令和７年度までの適用期限を３年延長し令和１０年度までとするもの。

※軽減割合は、各自治体が一定の範囲で設定する地域決定型地方税特例制度（わがまち特例）により規定でき、本市では平成２８年度の制度開始以降、国が示す基準である参酌割合を採用している。

区分 (主なもの)	対象設備及び課税標準額の軽減割合	
	改正後	改正前 ※１
太陽光発電	ペロブスカイト太陽電池 1/2	1,000kW 以上 3/4 1,000kW 未満 2/3
風力発電	洋上風力（再エネ海域利用法） 3/5 洋上風力（港湾法）陸上風力（温 対法・農山漁村再エネ法） 2/3	20kW 以上 2/3 20kW 未満 3/4
バイオマス 発電	1 万 kW 未満 1/2	1 万 kW 以上 2 万 kW 未満 2/3 ※２ 1 万 kW 未満 1/2

※１ 改正前の太陽光発電設備にあっては、FIT・FIP 認定外で一定の要件を満たすもの。太陽光発電以外の設備にあっては、FIT・FIP 認定のもの。

※２ 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものにあっては、6/7。

【令和９年度減収見込】

減収額等 該当見込みなし

※ペロブスカイト太陽電池は次世代型の太陽電池であり、生産体制の整備や施工方法の確立等を進めている段階にあることから、令和９年度における市内への設置は見込んでいない。他の区分の発電設備についても、市で設置相談等を受けていないもの。

③ バリアフリー改修が行われた建築物に係る特例措置の見直しと延長（附則第１０条の２第９項、附則第１０条の３第１４項）

バリアフリー改修工事を行った対象建築物について、新たなに固定資産税が課されることになった年度から２年度分に限り、固定資産税額から特例割

合に相当する額を減額する措置に関して、特例措置の対象を下表のとおり拡大する見直しを行うとともに、特例割合（税額の減額割合）を国が示す参酌割合である3分の1に設定したうえ、令和7年度までの適用期限を3年延長し、令和10年度までとするもの。

区分	改正後	改正前
対象	特別特定建築物（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホーム等）	実演芸術講演施設（劇場、音楽堂等）
税 額 の 減額割合	1/3（国の示す参酌割合）	1/3（法定）

【令和9年度減収見込】

減収額等 該当見込みなし

2 施行日 公布の日（令和8年度以降の市税について適用）

- ・（1）市民税関係の①及び②の改正規定 令和9年1月1日から施行
- ・（2）固定資産税関係のうち①の改正規定 令和9年4月1日から施行

議案第 6 2 号

南相馬市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について (税務課)

【趣旨】

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要（第 2 条及び第 2 条の 2 関係）

課税免除及び不均一課税の適用期限（整備計画の認定期限）について、令和 8 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日へ 2 年間延長するもの。

2 制度の概要

本制度は、地域再生計画に定める地方活力向上地域内において、企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う固定資産税について課税免除又は不均一課税制度を受けることができるものである。

（1）要件

- 対 象 者：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、県知事の認定を受けた事業者
- 対象資産：認定から 3 年以内に、各対象業種の事業の用に供するために新設し又は増設した建物、償却資産及び取得日の翌日から 1 年以内に建設に着手した土地
- そ の 他：減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円以上
(中小企業者の場合は 1,900 万円以上)

（2）税率

- 移転型：東京都 23 区から本社機能に移転する場合
⇒課税初年度から 3 年間、課税免除
- 拡充型：本社機能を拡充する場合(東京都 23 区以外から本社機能移転を含む)
⇒課税初年度から 3 年間、下表のとおり不均一課税

年度区分	通常税率	不均一課税税率	軽減割合
初 年 度	1.4%	0	3 分の 3
第 2 年度	1.4%	0.467%	3 分の 2
第 3 年度	1.4%	0.933%	3 分の 1

(注) 第 4 年度以降は、通常税率 (1.4%) となる

3 令和 8 年度課税分における課税免除額等

該当なし

4 減収補填

この課税免除による減収額は、地域再生法第17条の6の規定に基づき、地方交付税の算定における基準財政収入額から、財政力指数に応じ、移転型又は拡充型ごとに定められた割合の額が控除される。

5 施行日 公布の日（令和8年4月1日から適用）

【趣旨】

所得税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正の概要（第 2 条関係）**

機械等の特別償却等の特例措置については、適用期限の令和 8 年 3 月 3 1 日をもって終了となっているが、指定事業者が、公共事業の工期の延長その他やむを得ない事情により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間に、その対象資産を取得等して対象事業の用に供したときは、従前どおり特例措置を適用できる規定が設けられたことから、必要な改正を行うもの。

2 制度の概要

本制度は、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画に定める復興産業集積区域において、国が定める対象施設等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うものである。

（1）対象者及び対象資産

東日本大震災復興特別区域法第 4 条に基づく復興推進計画において認定された区域内において、市が指定した個人事業者又は法人が事業の用に供するために新設し、又は増設した家屋、償却資産並びに取得日の翌日から 1 年以内に当該家屋の建設に着手した土地

（2）課税免除期間

課税初年度から 5 年間

（3）適用期限

令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得し事業の用に供したものををもって、新規受付は終了している

3 令和 8 年度における課税免除額等

4 9 事業者 1 6 2, 8 5 5 千円

4 当該延長措置の対象見込者数

該当なし

5 減収補填

この課税免除による減収額は震災復興特別交付税により 9 / 1 0 が補填される。

6 施行日 公布の日（令和 8 年 4 月 1 日から適用）

【趣旨】

福島復興再生特別措置法第 2 6 条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要(第 2 条及び第 3 条関係)

課税免除の適用期限について、令和 8 年 3 月 3 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日へ 3 年間延長するもの。

2 制度の概要

本制度は、福島復興再生特別措置法の規定に基づく企業立地促進区域及び避難解除区域等において、対象施設の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うものである。

(1) 対象者

①企業立地促進区域の場合

福島特措法施行規則第 3 条に基づく避難解除等区域復興再生推進事業を実施することについて、県知事の認定を受けた個人事業者又は法人

②避難解除区域等の場合

避難指示の対象となった区域内に平成 2 3 年 3 月 1 1 日において事業所が所在していたことについて、県知事の確認を受けた個人事業者又は法人

(2) 対象資産

新設、又は増設した家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

(3) 課税免除期間

課税初年度から 5 年間

3 令和 8 年度における課税免除額等

1 8 0 事業者 6 3, 7 9 9 千円

4 減収補填

この課税免除による減収額は、震災復興特別交付税により全額補填される。

5 施行日 公布の日

(令和 3 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用)

【趣旨】

福島復興再生特別措置法第 2 6 条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要（第 2 条関係）

課税免除の適用期限について、令 8 年 3 月 3 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日へ 3 年間延長するもの。

2 制度の概要

本制度は、福島復興再生特別措置法の規定により、風評被害に対応する活動の振興を図るため県が作成した「特定事業活動振興計画」に基づき、特定事業活動を実施する事業者に対して、対象施設等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うものである。

（1）対象者

次のいずれかの事業分野に属し、福島県内において特定事業活動（※）を行う、県知事の指定を受けた個人事業者又は法人

①農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業

②福島における観光の振興に資する事業（観光旅客の来訪や滞在の促進等）

※特定事業活動…特定風評被害（放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及び加工品の販売等不振並びに観光客数の低迷）がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編等

（2）対象資産

特定事業活動指定事業者事業実施計画に基づき新設又は増設した家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

（3）課税免除期間

課税初年度から 5 年間

3 令和 8 年度における課税免除額等

該当なし

4 減収補填

この課税免除による減収額は、震災復興特別交付税により全額補填される。

5 施行日 公布の日（令和 8 年 4 月 1 日から適用）

【趣旨】

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

外国人が所持する特定在留カード等でも、コンビニエンスストア端末で印鑑登録証明書を取得することが可能となること及び関係法令の改正に伴う引用条項について整理するもの。

(1) 個人番号カードの機能を付加した特定在留カード等の追加（第 12 条の 2 第 1 項第 1 号）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）により、コンビニエンスストア等の多機能端末機※による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードを利用する方法に加えて、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード又は特定特別永住者証明書（特定永住者証明書にマイナンバーカードの機能を一体化したカード）でも取得することが可能となることから、改正するもの。

※多機能端末機（マルチコピー機）：本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行するなどの機能を有する機械をいう。

(2) その他法改正に伴う改正（第 12 条の 2 第 1 項第 2 号）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行により、条例で引用する電気通信事業法の条項に移動が生じるため引用箇所の改正を行うもの。

改正後	改正前
電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項 <u>第 3 号</u> ロ	電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項 <u>第 2 号</u> ロ

2 施行日 公布の日

議案第 67 号**南相馬市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例制定について（総務課）****【趣旨】**

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、南相馬市認可地縁団体印鑑条例における引用条項について整理するもの。

（１）経過

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）により、認可地縁団体の認可等の告示について、個人情報保護の観点から、代表者の住所等を表示しないこととする改正が行われた。

また、併せて認可地縁団体の台帳作成に関する規定の条項を移動する改正も行われた（改正後の地方自治法施行規則第 18 条の 3 関係）。

※代表者の住所の告示廃止に関しては、本市条例に影響なし。

※台帳作成に関する規定の条項移動に関しては、本市条例で引用する部分に影響あり。

（２）改正内容

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条例で引用する法施行規則の条項に移動が生じるため、引用箇所の改正を行うもの。（第 4 条、第 12 条）

区分	改正後	改正前
（登録） 第 4 条	地方自治法施行規則 <u>第 18 条 の 3 第 1 項</u>	地方自治法施行規則 <u>第 21 条 第 2 項</u>
（代理人に よる申請） 第 12 条	地方自治法施行規則 <u>第 18 条 の 3 第 1 項第 7 号</u>	地方自治法施行規則 <u>第 19 条 第 1 項第 1 号ト</u>

2 施行日 令和 8 年 10 月 1 日

議案第 6 8 号

南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について（こども育成課）

【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

満3歳以上限定の小規模保育事業の創設に伴う基準等の追加やA型等における理学療法士等の保育士みなし配置を導入するほか、児童対象性暴力等の防止に向けて従事者に係る犯罪事実確認などの必要な措置を講じるもの。

（１）経過

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正（令和8年4月1日施行）（以下「改正基準①」という。）

これまでの原則0～2歳を対象とした小規模保育事業に加えて、満3歳以上を限定とした小規模保育事業の創設に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業者が連携協力を行う保育所等の確保や設備及び職員の基準等を加える改正。

②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正（令和8年4月1日施行）（以下「改正基準②」という。）

小規模保育事業所A型等における保育士等の配置基準について、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができるとする改正。

③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正（令和8年12月25日施行）（以下「改正基準③」という。）

児童対象性暴力等の防止のために児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないとする改正。

（２）改正条例

①南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

②南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

③南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(3) 主な改正内容

①南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正関係

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業創設に伴う規定の整備、小規模保育事業における専門職の活用、児童対象性暴力等の防止等の措置に関する規定を定めるとともに、その他所要の改正を行うもの。

区分	改正後	改正前
(定義) 第2条 (改正基準①)	満3歳以上限定小規模保育事業の追加	(新設)
(保育所等との連携) 第6条 (改正基準①)	満3歳以上限定小規模保育事業の連携施設確保を追加	(新設)
(児童対象性暴力等の防止) 第13条 (改正基準③)	児童対象性暴力等の防止等のために児童対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備	(新設)
(地域保育事業所内部の規程) 第18条 (改正基準①)	利用定員の区分の整備 乳児及び幼児の区分ことの利用定員(満3歳以上小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)	乳児及び幼児の区分ことの利用定員
(区分) 第27条 (改正基準①)	小規模保育事業B型とC型に満3歳以上限定小規模保育事業を除く規定を追加 小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) 小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)	小規模保育事業B型、小規模保育事業C型

(職員) 第 2 9 条 第 3 1 条 第 4 4 条 第 4 7 条 (改正基準②)	職員の配置基準 特定理学療法士等を 1 人に 限り、保育士とみなすことが できる。ただし、特定理学療法 士等が保育を行うに当た っては、保育士による支援を 受けることができる体制を 確保しなければならないこ ととする規定を追加	(新設)
(連携施設に関 する経過措置) 附則第 3 条 (改正基準①)	地域型保育事業者(満 3 歳以 上限定小規模保育事業者を 除く。) 	地域型保育事業者

※文言の整理(第 3 2 条、第 3 5 条、第 4 8 条)

②南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正関係

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の利用定員、利用定員を超える利用の申込みがあった場合の取り扱い等を定めるとともに、その他所要の改正を行うもの。

区分	改正後	改正前
(定義) 第 2 条 (改正基準①)	満 3 歳以上限定小規模保育 事業の追加	(新設)
(利用定員に関 する基準) 第 3 7 条 (改正基準①)	満 3 歳以上限定小規模保育 事業を行う事業所ごとに利 用定員を定める。	(新設)
(正当な理由の ない提供拒否の 禁止等) 第 3 9 条 (改正基準①)	利用定員を超える利用の申 込みがあった場合、保育の必 要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定こどもが 優先的に利用できるよう選 考する。	(新設)

(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 (改正基準①)	満3歳以上限定小規模保育事業については、就学前までの保育が継続されることから、卒園後の教育・保育の提供として連携施設の確保は不要とする特例を追加	(新設)
(特別利用地域型保育の基準) 第52条の2 (改正基準①)	満3歳以上限定小規模保育事業者が行う特別利用について追加	(新設)

※文言の整理（第6条、第7条、第13条、第20条、第25条、第35条、第36条、第40条、第41条、第43条、第46条、第47条、第49条、第51条、第52条、第53条）

③南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正関係

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等の措置に関する規定を定めるもの。

区分	改正後	改正前
(児童対象性暴力等の防止) 第13条の2 (改正基準③)	児童対象性暴力等の防止等のために児童対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備	(新設)

4 施行日 公布の日

ただし、改正基準③による改正規定については、令和8年12月25日から施行する。

【趣旨】

ノーマライゼーションの理念に基づき、難病等を患う方に対しても障がい者と同様の行政サービスが受けられよう環境を整え、もって社会参加の機会均等と経済的負担の軽減を図るため、公の施設を利用する際の使用料等の減免措置について改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正の概要**

特定疾患や指定難病の受給者証等を保有する者について、公の施設の使用料等の免除対象者に追加するもの。

2 主な改正内容

使用料等の免除の対象者に次の者を加える。（第2条）

- (1) 「特定疾患医療受給者証」の交付を受けている者（県交付）
治療困難で、医療費も高額な疾患（5疾患：スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病、重症多形滲出性紅斑（急性期））
- (2) 「指定難病医療受給者証」の交付を受けている者（県交付）
- (3) 「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている者（市交付）
難病の方で医師の意見書を提出することにより、障害福祉サービスを受けられる場合に交付されているもの。
- (4) 「登録者証」の交付を受けている者（県交付）
指定難病の方で、重症度分類を満たさず医療費助成の対象外となった者等に交付される「指定難病患者」であることを証明するもの。

3 施行日 公布の日

《決算関係》

- 議案第 7 0 号 令和 7 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 1 号 令和 7 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 2 号 令和 7 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 3 号 令和 7 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 4 号 令和 7 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 5 号 令和 7 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 6 号 令和 7 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 7 号 令和 7 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7 8 号 令和 7 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 7 9 号 令和 7 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 8 0 号 令和 7 年度南相馬市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第 8 1 号 令和 7 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

《補正予算関係》

議案第 8 2 号 令和 8 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 8 3 号 令和 8 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 8 4 号 令和 8 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 8 5 号 令和 8 年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第 8 6 号 令和 8 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

《その他》

議案第 87 号 工事請負変更契約の締結について（農政課）

【趣旨】

令和 6 年第 2 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【変更契約内容】

契 約 の 目 的		園芸作物集出荷団地造成工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区青葉町一丁目 1 番地 庄司建設工業株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区上高平字柳町地内
契 約 金 額	変 更 前	6 3 1 , 4 0 0 , 0 0 0 円
	変 更 後	5 9 5 , 0 3 0 , 7 0 0 円
	減額する額	3 6 , 3 6 9 , 3 0 0 円

【主な変更内容】

	項 目	内 容
(1)	L 型擁壁工 施工延長の 減	一部施工箇所において敷地と隣地の地盤高の高低差が小さく、法面による安全性の確保が可能となったことから L 型擁壁工を減とするもの。

【工事概要】

施工面積 19,253 m²

構内通路延長 179.0m

地下式雨水貯留施設 1 箇所

防火水槽 1 箇所

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第 88 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契 約 の 目 的	ため池改修（山居沢ため池）工事
施 工 場 所	南相馬市小高区川房字山居沢地内
契 約 の 金 額	166,100,000 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 10 年 3 月 10 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市小高区小谷字摩辰 46 番地の 3 豊川建設株式会社

【予定価格】

予 定 価 格	166,987,700 円（消費税を含む。）
落 札 率	99.47%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	見積合わせ	備 考
豊川建設株式会社	156,000,000 円 (171,600,000 円)	151,000,000 円 (166,100,000 円)	落札

【工事概要】

ため池改修

施工延長	159.2m
堤体工	1 式
洪水吐工	1 箇所
取水施設工	1 箇所
撤去工	1 式
復旧工	1 式
仮設工	1 式

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第 89 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	川房地区複合型園芸施設整備事業給排水設備工事
施 工 場 所	南相馬市小高区川房字田中地内
契 約 の 金 額	530,200,000 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して3日を経過した日（土日祝日を除く） から令和9年6月30日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市原町区上渋佐字原田189番地 株式会社セントラル住設

【予定価格】

予 定 価 格	530,420,000 円（消費税を含む。）
落 札 率	99.96%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

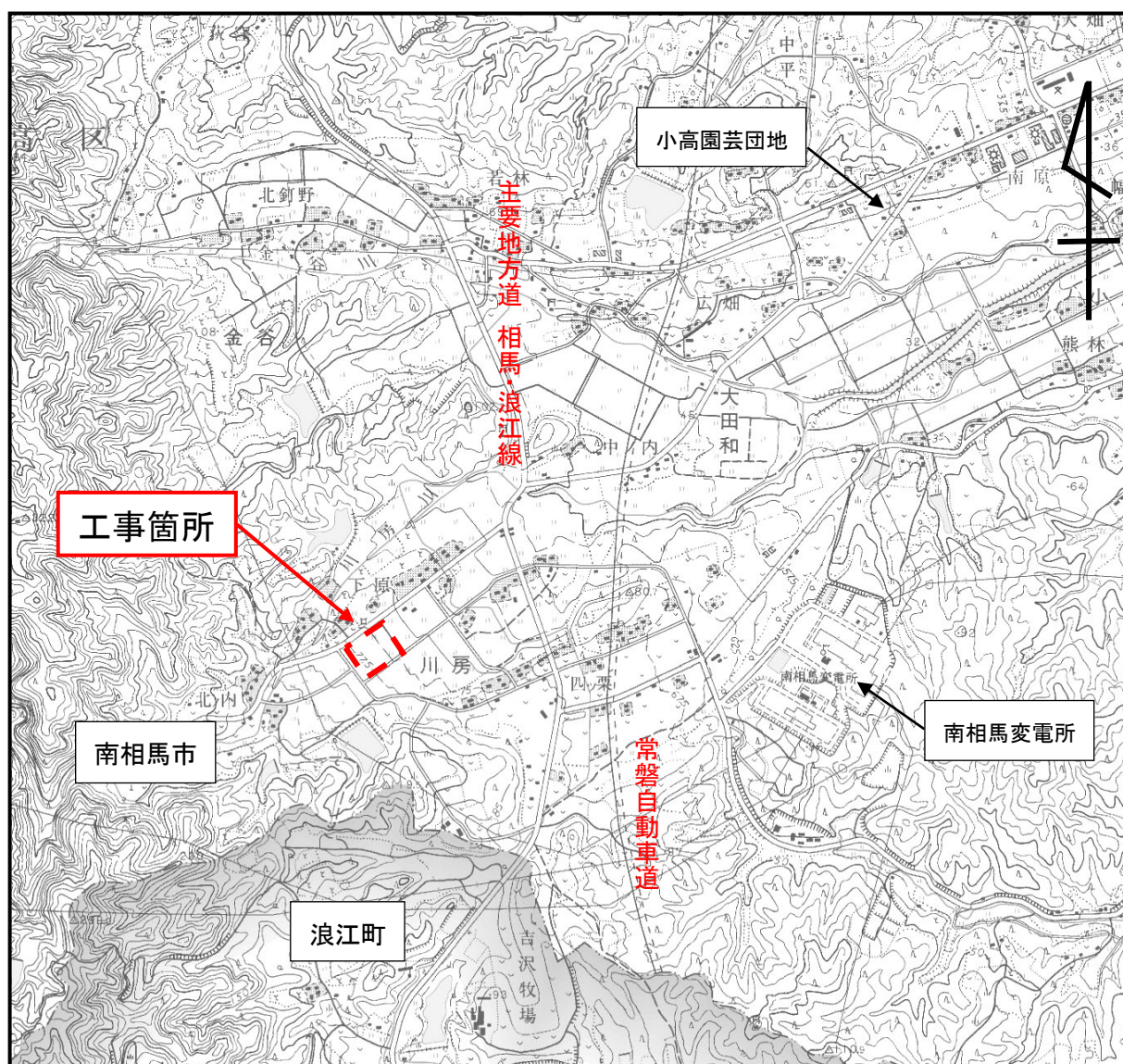
入 札 者	第 1 回入札額	備 考
株式会社セントラル住設	482,000,000 円 (530,200,000 円)	落札

【工事概要】

新設設備工事（野菜加工工場）

- ・ 給水設備
- ・ 排水設備
- ・ ガス設備
- ・ 浄化槽設備
- ・ 排水処理施設
- ・ 自動制御設備

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第 90 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契 約 の 目 的	川房地区複合型園芸施設整備事業さく井工事
施 工 場 所	南相馬市小高区川房字田中地内
契 約 の 金 額	151,800,000 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 9 年 6 月 30 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市小高区大井字深町 48 番地 株式会社中里工務店

【予定価格】

予 定 価 格	152,900,000 円（消費税を含む。）
落 札 率	99.28%

【入札結果】

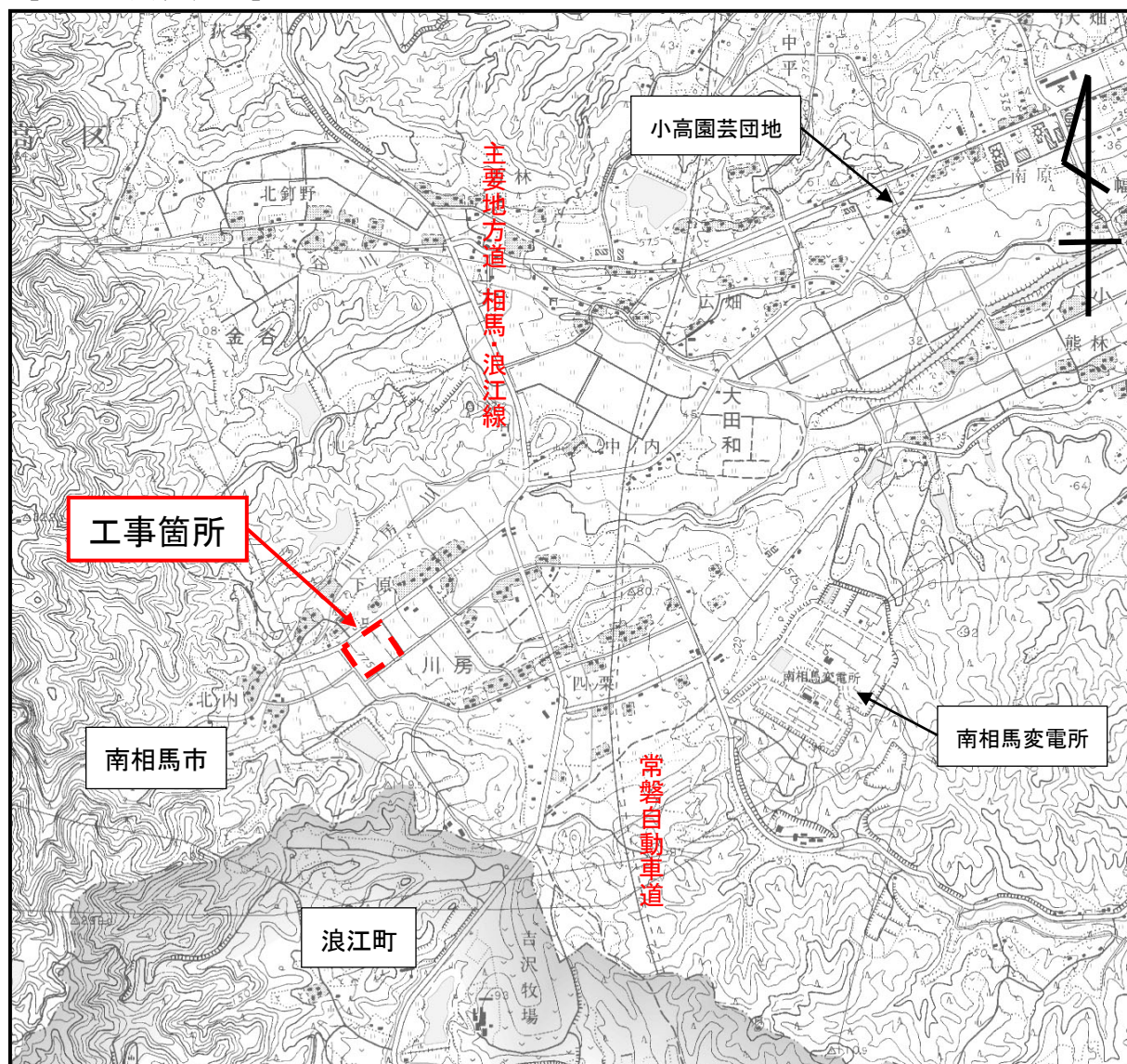
消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
株式会社中里工務店	138,000,000 円 (151,800,000 円)	落札

【工事概要】

- ・ さく井基数 2 井
- ・ 掘削深度 230.0m

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第 9 1 号 財産の取得について（くらし安全課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取 得 の 目 的	避難所入浴資機材（水循環型シャワー）購入
取得する動産及び数量	水循環型シャワー 4 セット 水循環型シャワー用フィルター 4 8 箱
取 得 金 額	3 6, 0 8 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）
取 得 の 方 法	指名競争入札による買入れ
納 期	契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで
取 得 の 相 手 方	南相馬市原町区本陣前二丁目 1 1 4 番地の 2 株式会社でんきや

【予定価格】

予 定 価 格	4 5, 4 0 8, 0 0 0 円（消費税を含む。）
落 札 率	7 9. 4 6 %

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
株式会社でんきや	32, 800, 000 円 (36, 080, 000 円)	落札
東洋安全防災株式会社 原町営業所	38, 268, 000 円 (42, 094, 800 円)	
福島ノーミ株式会社 南相馬営業所	40, 000, 000 円 (44, 000, 000 円)	
株式会社優輪商会	34, 000, 000 円 (37, 400, 000 円)	

避難所入浴資機材（水循環型シャワー） 明細書

水循環型シャワー（本体＋屋外シャワーキット）		
構成	数量	単位
水循環システム本体	4	セット
給湯システム	4	セット
脱衣テント等一式	4	セット
屋外シャワーキット	4	セット
水循環型シャワー用フィルターセット		
フィルターセット	48	箱

議案第 92 号 財産の取得について（くらし安全課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取 得 の 目 的	南相馬市消防団小型動力ポンプ積載車購入
取得する動産及び数量	小型動力ポンプ積載車 2 台
取 得 金 額	22,000,000 円（消費税を含む。）
取 得 の 方 法	指名競争入札による買入れ
納 期	契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで
取 得 の 相 手 方	福島市五月町 8 番 37 号 福島消防資材株式会社

【予定価格】

予 定 価 格	23,176,340 円（消費税を含む。）
落 札 率	94.92%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
東部産業株式会社自動車部	20,070,000 円 (22,077,000 円)	
福島消防資材株式会社	20,000,000 円 (22,000,000 円)	落札

議案第 93 号 財産の取得について（農政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取 得 の 目 的	有害鳥獣防除用ワイヤーメッシュ柵購入
取得する動産及び数量	ワイヤーメッシュ ほか
取 得 金 額	32,780,000 円（消費税を含む。）
取 得 の 方 法	指名競争入札による買入れ
納 期	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
取 得 の 相 手 方	南相馬市原町区高見町一丁目 163 番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所

【予定価格】

予 定 価 格	38,690,396 円（消費税を含む。）
落 札 率	84.72%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
北日本紙業株式会社	38,500,000 円 (42,350,000 円)	
株式会社スズトヨ	37,000,000 円 (40,700,000 円)	
株式会社南東北クボタ 原町営業所	29,800,000 円 (32,780,000 円)	落札

有害鳥獣防除用ワイヤーメッシュ柵設置 明細書

ワイヤーメッシュ（イノシシ・サル用）		
部材名	数量	単位
ワイヤーメッシュ	6,513	枚
ワイヤーメッシュ用支柱	9,855	本
結束線	38,228	本
アンカー	6,513	本
出入口用スパイラルコイル	254	本
電気柵本体（イノシシ・サル用）		
電気柵器	25	台
電気柵本体付属品		
アース棒	25	組
危険表示板	50	枚
取付金具セット(ネジ付)	25	組
出力コード	25	組
外付けバッテリー用コード	25	組
電池ボックス	25	組
電圧測定器	25	個
本器設置杭	25	本
取扱説明書	25	冊
資材（イノシシ・サル用）		
マルチアングル	5,126	本
柵線（200m巻）	4	巻
柵線（500m巻）	62	巻
ゲートセット	273	個
柵線巻取器	5	台
柵線連結被覆線	5	巻
ワニグチコネク	8	個

議案第 9 4 号 訴えの提起について（農林整備課）

【趣旨】

南相馬市原町区高倉字西原 1 7 9 番 1 の土地について、用悪水路の所有を目的とする地上権を市が有すること及び市が支払うべき対価の額の確認を求める訴えを提起するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

（１）事件名

地上権確認等請求事件

（２）当事者

原告 南相馬市

被告 相馬市在住 個人

（３）訴えの趣旨

市は、高の倉ダム右岸幹線用水路を管理しており、その隧道部分は、被告が所有する土地（原町区高倉字西原 1 7 9 番 1）の地下を通っている。

この用水路は、福島県が昭和 4 8 年に開水路部分の土地（原町区高倉字西原 1 7 9 番 2）を買収するとともに、隧道部分については、当時の地権者から施工同意を得て施工したものと考えられる。その後、昭和 5 7 年に県から原町市へ譲与され、平成 1 8 年の市町村合併により本市が承継した。

被告は、平成 1 6 年に当該土地を取得し、平成 1 7 年以降、用水路の撤去や使用料等を求め、市の使用権原を認めない姿勢を示している。

これまで市は、賃借や代替地に関する交渉を長期間にわたり重ねてきたが合意に至っていない。このため、市が当該土地について用悪水路の所有を目的とする地上権を有すること、及び市が支払うべき対価の額（年額 8, 0 2 5 円を超えて存在しないこと）の確認を求め、訴えを提起するものである。

（４）管轄裁判所

福島地方裁判所相馬支部

（５）本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

【位置図】



出典：国土地理院地図

3 今後の事務手続

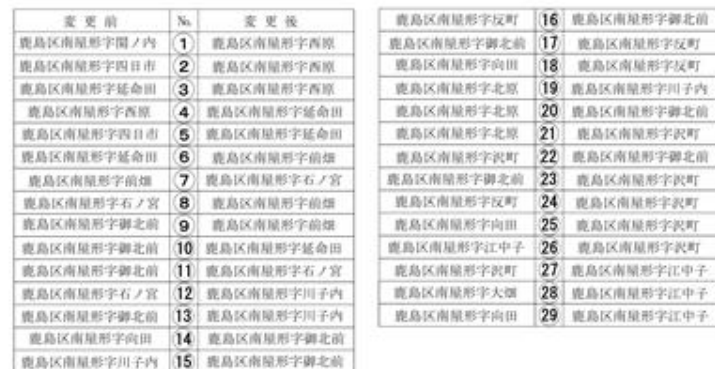
令和8年 9月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和9年 4月 換地処分の公告（県）、換地処分登記申請（県）

4 農山村地域復興基盤総合整備事業（鹿島区南屋形地区）の概要

受益面積	44.3ha
総事業費	1,532,000千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 44.3 ha 道路工 8.08 km 用水路工 6.35 km 排水路工 4.55 km
事業年度	令和元年度～令和7年度

南 屋 形 地 区
字 界 變 更 概 略 図



<< 報告 >>

報告第 1 2 号 令和 7 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について（財政課）

【趣旨】

令和 7 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

継続費の概要

（単位：円）

事業名	事業年度	年割額 （合計）	支出済額 （合計）	年割額（合計）と 支出済額（合計） の差
農地防災事業	R6~R7	214, 700, 000	206, 701, 000	7, 999, 000
農業基盤整備促進事業	R6~R7	390, 313, 000	388, 850, 000	1, 463, 000
防災情報発信強化事業	R6~R7	626, 670, 000	626, 670, 000	0

報告第 1 3 号 令和 7 年度南相馬市水道事業会計継続費精算の報告について（水道課）

【趣旨】

令和 7 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

継続費の概要

（単位：円）

事業名	事業年度	年割額 （合計）	支払義務発生額 （合計）	年割額（合計）と支払義務発生額（合計）との差
施設設備事業	R6~R7	299, 900, 000	296, 472, 000	3, 428, 000

報告第 1 4 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について（財政課）

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率

（単位：％）

区 分	令和 7 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 2 . 5 3	2 0 . 0 0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	1 7 . 5 3	3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	8 . 0	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

2 資金不足比率

（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
南相馬市水道事業会計	—	2 0 . 0 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（以下「令」という。）第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
南相馬市病院事業会計	—	2 0 . 0 0	〃
南相馬市工業用水道事業会計	—	2 0 . 0 0	〃
南相馬市下水道事業会計	—	2 0 . 0 0	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	2 0 . 0 0	令第 1 7 条第 3 号の規定により事業の規模を算定

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記

報告第 15 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 6 号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和 8 年 7 月 27 日専決】 (公有財産管理課・農政課)

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

2 損害賠償の額

104,381 円

うち保険等により補填される額	104,381 円
市が自ら負担する額	0 円

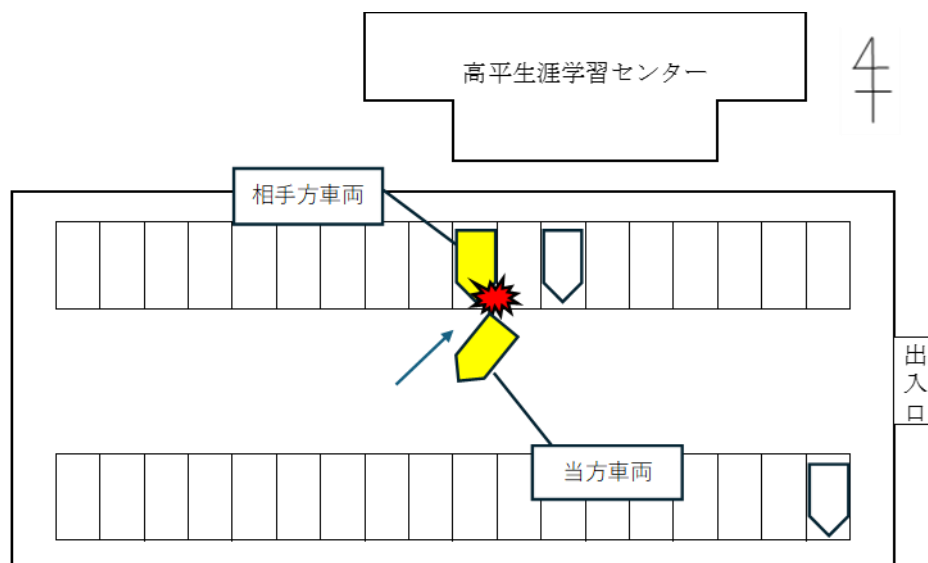
3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和 8 年 4 月 21 日（火）午前 9 時 55 分頃、高平生涯学習センターの南側駐車場にて、公用車がバックで駐車しようとした際、距離感を見誤り、駐車していた相手方の車両と接触した。この事故により、公用車の右後方が相手方の車両の左前方に接触し、損傷させたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故



【専決第7号 工事請負変更契約の締結について 令和8年7月31日専決】
(農政課)

1 専決処分の理由

令和7年第2回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和8年7月31日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		園芸作物集出荷団地整備事業運営機械設置（集出荷貯蔵施設）工事
契 約 の 相 手 方		兵庫県伊丹市中央三丁目1番17号 ヤンマーグリーンシステム株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区上高平字柳町地内
契 約 金 額	変更前	888,800,000円（第1回変更契約後）
	変更後	890,912,000円
	増額する額	2,112,000円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	照 明 器 具 の 追 加	運営機械設置工事の進捗に伴い、改めて照度確認を行ったところ、選果・梱包作業を行う手元の作業台で、機械本体等の影により一部照度不足が生じることが判明した。選果場が吹き抜け構造となっており、天井照明では設置場所が高いため対応ができないことから、照度不足を解消するため、選果設備に照明取付用の架台を設置し、手元を均一に照らす照明器具を追加するもの。

【工事概要】

運営機械設置工事

集出荷貯蔵施設（A棟）

- ・ 予冷設備工事 4 台 ・ 製氷貯氷供給設備工事 2 台
- ・ 製造選果工事 3 ライン ・ 荷揚げ機械 1 台
- ・ 照明器具 1 式

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

【専決第8号 工事請負変更契約の締結について 令和8年7月31日専決】

(農政課)

1 専決処分の理由

令和7年第2回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和8年7月31日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		園芸作物集出荷団地整備事業運営機械設置（卸売市場）工事
契 約 の 相 手 方		兵庫県伊丹市中央三丁目1番17号 ヤンマーグリーンシステム株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区上高平字柳町地内
契 約 金 額	変 更 前	474,100,000円（第1回変更契約後）
	変 更 後	478,313,000円
	増額する額	4,213,000円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	駆 動 装 置 付 き コ ン ベ ヤ の 追 加	本工事は、生産者が搬入した商品を競り、買参人が入札落札・搬出するコンベヤ設備工事である。 詳細な運用仕様の精査を進める中、買参人が複数商品をまとめて落札する際、現行計画では1点ごとにコンベヤを停止して搬出する必要がある、競り全体が頻繁に中断することが判明しました。競りを止めず連続して業務を行うには、コンベヤ末端に商品を一時保留する場所の接続が必要で、これについては「包装作業用の手動ローラー」を兼用することで対応可能となりました。 しかし、限られた設置スペースと安全な作業動線を確保するため配置を再検証した結果、直線接続は困難であり、省スペース化を図る「L字型駆動ベルトコンベヤ」の設置が不可避となりました。このことから、L字型駆動ベルトコンベヤを新たに追加変更するもの。

【工事概要】

運営機械設置工事

卸売市場（B棟）

- ・自動倉庫 1組
- ・駆動装置付きコンベヤ 1組
- ・梱包機械 5台
- ・製氷機＋プレハブ貯氷庫 1台
- ・エアコンプレッサー 1組

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

【専決第9号 工事請負変更契約の締結について 令和8年8月3日専決】

(農政課)

1 専決処分の理由

令和6年第5回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和8年8月3日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		園芸作物集出荷団地整備事業建築主体工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区上高平字柳町地内
契 約 金 額	変 更 前	1, 9 7 2, 1 4 6, 0 0 0 円 (第2回変更契約後)
	変 更 後	1, 9 7 3, 9 9 4, 0 0 0 円
	増額する額	1, 8 4 8, 0 0 0 円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	クレーンの規格変更	集出荷貯蔵施設の柱や梁等の大型建材の施工において、既設の側溝により、建屋北側の敷地で十分な作業スペースが確保できず、当初計画していたクレーンでは、建屋底に干渉することが判明した。そのため、北側からの作業を南側からの作業へと一部変更した。作業の変更に伴い、南側からの作業では当初のクレーン規格では一部が稼働範囲外となるため、南側クレーンの規格見直しに伴うクレーン使用料金の増変更を行うもの。
(2)	仮設工の追加	・基礎の施工に当たり、掘削した結果、底面の水はけが悪く、地下水や雨水がたまり、基礎の配筋作業や型枠作業に支障が生じた。そのため、水中ポンプを設け、水替え作業を追加するもの。 ・クレーンなどの大型車両の通行に伴い、北側県道保護のため、敷き鉄板を追加するもの。

【工事概要】

園芸作物集出荷団地

- ・集出荷貯蔵施設 鉄骨造 2階 1棟 延べ面積：4,357.60 m²
- ・卸売市場 鉄骨造 2階 1棟 延べ面積：1,514.21 m²
- ・農産物加工施設 鉄骨造 2階 1棟 延べ面積：836.14 m²

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

【専決第10号 工事請負変更契約の締結について 令和8年8月7日専決】

(農政課)

1 専決処分の理由

令和6年第5回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和8年8月7日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		園芸作物集出荷団地整備事業電気設備工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区本陣前二丁目114番地の2 株式会社でんきや
施 工 場 所		南相馬市原町区上高平字柳町地内
契 約 金 額	変 更 前	541,640,000円（第2回変更契約後）
	変 更 後	542,696,000円
	増額する額	1,056,000円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	接 地 工 事 の 数 量 変 更	漏電が生じた際、危険な電気を地面へ逃がし、感電や火災を防ぐための接地工事について、現地盤で測定したところ、現状の土質では所定の接地抵抗値まで下がらないことが判明した。接地抵抗値が高い場合、漏れた電気がスムーズに地面に流れず、その機械に触れた人に電気が流れてしまい、感電事故につながる危険性がある。そのため、当初の接地抵抗値を確実に確保するため、接地工事の施工箇所数を増加するもの。
(2)	高 圧 進 相 コ ン デ ン サ 等 の 仕 様 変 更	機械設備工事や運営機械設置工事などの関係工事の進捗に伴い、設置する機械が確定したため各電力量の実測を行った結果、電気の効率の低下や、それに伴う発熱による故障リスクが判明した。そのため、電力会社との協議の結果、電気を効率的かつ安全に使用するため、電気を効率よく使用させる設備の容量の見直しに伴う、高圧進相コンデンサ等資材費の増変更を行うもの。

【工事概要】

新設設備工事

電灯設備 3 施設、動力設備 3 施設、受変電設備 3 施設、
構内情報通信網設備 3 施設、監視カメラ設備 3 施設、
火災報知設備 3 施設、外灯設備 3 施設

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

【専決第 11 号 工事請負変更契約の締結について 令和 8 年 8 月 7 日専決】
(農政課)

1 専決処分の理由

令和 6 年第 5 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和 8 年 8 月 7 日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		園芸作物集出荷団地整備事業機械設備工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区小川町 670 番地 恒栄総合設備株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区上高平字柳町地内
契 約 金 額	変更前	766,216,000 円 (第 2 回変更契約後)
	変更後	771,749,000 円
	増額する額	5,533,000 円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	ガスバルク タンクの設 置	本施設で使用する LP ガスの供給方法は、当初、ガスボンベによる計画としていた。しかし、ガスボンベによる供給では、定期的なボンベの交換作業時に施設の停止が必要となるため、施設の安定的な運用に支障が生じることが判明した。このため、LP ガスの安定供給が可能なガスバルクタンクに変更するもの。
(2)	送風機の減	施設の結露防止対策として必要な送風機について、当初、設計基準に基づき計画していた。しかし、施工進捗に伴う施設の実際の構造形状、および機械設備の配置状況から、送風機を減らしても、結露防止対策として必要な機能が十分に見込めることが判明した。このことから、送風機の数量を減とするもの。

【工事概要】

新設設備工事

空調設備 3 施設、換気設備 3 施設、給排水設備 3 施設、
 消火設備 3 施設、浄化槽設備 3 施設、冷却設備 2 施設、
 給湯設備 1 施設、配管設備 1 施設

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

【専決第 1 2 号 工事請負変更契約の締結について 令和 8 年 8 月 1 8 日専決】

(こども家庭課)

1 専決処分の理由

令和 7 年第 4 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和 8 年 8 月 1 8 日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		南相馬市地域子育て支援拠点施設建築主体工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区大町三丁目 3 0 番地 石川建設工業株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区高見町二丁目地内
契 約 金 額	変更前	5 2 6 , 3 6 1 , 0 0 0 円 (第 1 回変更契約後)
	変更後	5 2 6 , 5 3 7 , 0 0 0 円
	増額する額	1 7 6 , 0 0 0 円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	使用材料の変更	屋根工事及び建具工事について、機能を維持しつつ、より安価な製品の導入が可能なことから、使用材料を変更するもの。 これら使用材料の変更等により、工事費を減額するもの。
(2)	工期の変更	木工事のうち梁等を構成する C L T 材（直交集成材）の製作に係る調整等に不測の日数を要し、当初の予定どおり工事を進捗させることが困難となったため、工事期間を延長するもの。併せて工期の延長に伴い、共通費を増額するもの。 工期 (第 1 回変更) 令和 7 年 10 月 3 日～令和 8 年 10 月 31 日 (第 2 回変更) 令和 7 年 10 月 3 日～令和 9 年 3 月 31 日

【工事概要】

建築工事

南相馬市地域子育て支援拠点施設

- ・構造：木造 平屋建て
- ・延床面積：991.89 m²
- ・主要用途：児童福祉施設

建築主体工事 一式

外構工事 一式

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

【専決第13号 工事請負変更契約の締結について 令和8年8月18日専決】

(こども家庭課)

1 専決処分の理由

令和8年第1回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和8年8月18日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		南相馬市地域子育て支援拠点施設機械設備工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区金沢字堤上138番地の1 伊藤冷機工業株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区高見町二丁目地内
契 約 金 額	変更前	150,546,000円（第1回変更契約後）
	変更後	147,268,000円
	減額する額	3,278,000円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	既 存 公 共 樹 の 利 用	排水工事について、公共樹を新設予定であったが、現地を測量し勾配を確認した結果、既存の公共樹の利用が可能と判明したため、工事内容を変更するもの。 これらの変更等により、工事費を減額するもの。
(2)	工期の変更	建築主体工事の木工事のうち梁等を構成するCLT材（直交集成材）の製作に係る調整等に不測の日数を要し、当初の予定どおり工事を進捗させることが困難となったため、工事期間を延長するもの。併せて工期の延長に伴い、共通費を増額するもの。 工期 (第1回変更) 令和7年10月3日～令和8年10月31日 (第2回変更) 令和7年10月3日～令和9年3月31日

【工事概要】

機械設備工事

南相馬市地域子育て支援拠点施設

- ・構造：木造 平屋建て
- ・延床面積：991.89 m²
- ・主要用途：児童福祉施設

空気調和設備 一式

換気設備 一式

自動制御設備 一式

衛生器具設備 一式

給水設備 一式

排水設備 一式

給湯設備 一式

消火設備 一式

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図